

第十五部

第一回 参議院通信委員会會議録第八号

(五九三)

付託事件

○電話増設に関する陳情(第九百九十七号)

○教育振興(特殊郵便切手発行)に関する請願(第二百四十号)

○特定郵便局廃止に関する陳情(第三百七十五号)

○大多喜、千葉及び大原間直通電話線架設に関する陳情(第四百七十六号)

○北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願(第三百八十八号)

○郵便法案(内閣提出、衆議院送付)

○会津高田駅前郵便局を設置することに關する請願(第四百二十八号)

○栃木佐野郵便局の電話局舎新築並びに交換方式改革等に関する請願(第四百六十六号)

○岡山縣勝田郡豊田村に豐澤郵便局を設置することに關する請願(第四百八十四号)

○簡易生命保険法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に関する請願(第五百三十九号)

○群馬縣群馬郡元總社村に郵便局を設置することに關する請願(第五百六十八号)

昭和二十二年十二月一日(月曜日)午後一時二十六分開会

○郵便法案 本日の會議に付した事件

第十五部 通信委員会會議録第八号 昭和二十二年十二月一日

○特定郵便局廃止に関する陳情(第三百七十五号)

○委員(深水六郎君) それでは只今から通信委員会を開催いたします。最初に今まで予備審査をいたしておりました郵便法案が付託になりましたので、この郵便法案について質疑を続行したいと思います。御異議ございませんか。

○委員(深水六郎君) 御異議ないと思えます。それでは郵便法案について質疑のおありのお方はどうぞお願いいたします。

○井上なつゑ君 この前にもお伺いしたのですが、第六巻の損害賠償の方に当るかと思ひますが、これは最近に起りました実例でございますが、アメリカに滞在していたお主人から日本の内地に在る人に向けて小包が参るのでございますが、その小包が税関で検査をされて、そうしておとが元の通りに封をしてない、そうしておとが元で、細い紐が二筋か三筋しか掛かっている、そうしてそれが郵便局を通じて宅に渡されるときに、その内容の半分もなかつたり又は殆んどなかつたりするやうなことがありまして、これはどういふやうにしてお願ひすればよいものか。あちらで書留郵便にして頂いても駄目なものでございませうか。どうもございませうか。実は私聞かれたのでございませうが、そんな場合はどうすればよろしいございませうか。お伺いしたいのであります。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の御質問の場合、外国小包についての御質問でございますが、それは勿論この郵便法の関係から申しますと、第六章は関係がないのでございまして、この郵便法の関係から申しますと、第十三條(郵便に関する條約)郵便に關し條約に別段の定がある場合には、その規定による。という規定の関係になるわけでございます。それで實質的に今御質問のやうな場合にはどうなるかという問題は、実は現在取扱つております外国小包には、特に現在の事態の下におきまして、関係の向きの指令に基いて、ずつと取扱つていくわけでございます。本来から申しますれば、勿論外國小包書留扱い、或いはいわゆる價格協定のやうなことも考へ得るのでございませうけれども、今日扱つておりますものは、そういうやうな特殊の取扱は一つてありません。従つて只今取扱つております今のギフト、パーセル、贈物小包については、責任関係は、書留の郵便物としての責任は負われないわけでございます。従つて賠償の問題は起きないものでございませうが、勿論通信省といつたしましては、そういうやうな小包について事故が起るやうなことは、これは絶対に防ごうにいたしたい。殊に今日取扱つておりますところの外國小包は、外國に在留しておる人たちが、自分の故郷の親、兄弟の安否を氣遣つて送つておいてになるものでございませう。そういうやうな点を考へまする時には、特にそういうやうな不祥事故の起きないやうに、重点的に考へる必要があると考へまして、いろいろ取扱いの点においても、普通の小包の扱ひ方以上に特別の配意はいたしておるのでございませう。併しながら誠に遺憾なことではございませうけれども、まことに、現在の日本の状況から見まして、非常に魅力があるやうなもの、或いはサツカリンでありますとか、チョコレットであるとか、非常に魅力のあるものが入つておられますものでございませうから、稀に年少な思慮の乏しい従事員がでさかから、その中味を抜取るというやうな事故がこれまでに多少ありましたことは、誠に遺憾でございます。通信省といたしましては、將來そういうやうな事故の起きないやうに、目下いろいろと取扱ひの方法、従事員の指導、いろいろの面について努力いたしておる次第でございます。

○總務課長(第二十三條の第三種郵便物認可のところ)でございますが、認可を受けた者は料金二百円を納付しなればならない。この金額でありますから、これは大分久しい以前の料金であつて、現在の経済状況から比へて、少し余りに低すぎやしないかという考へがあるものであります。その外四十八條、五十條の私設郵便物差出箱の取集料だとか、郵便私書函、これは郵便料金が値上げされている状況、又その他の経済状況から考へて、こういうもの

のみをそのまま据え置かれるというものは、どういふ御意向でありませうか。これを現在の経済状況に即應するやうに引上げられたらいかでございませうか。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の御質問にかかります料金は、これは現行料金をお話の通り、踏襲いたしましたのでございませうが、現行料金は、これはやはり基本の料金を改定いたしまする際に、大体同じやうな割合で引上げて参つて来ております。従いまして一應現在の料金も、外の料金との関係においては、一應、大体従来と同じやうな平衡は得ておる筈なものでございませう。併しながら尙、勿論御指摘のやうに、大体そういう料金で實際の経費を賄うかどうか、こういう問題になつて来ますと、それは相当研究を要する点がございますので、そういうやうな問題につきましては、今後料金改定全体につきましても十分検討いたしたいと思存するものでございませう。殊に、この通信事業特別会計の独立採算制を前提といたしまして、各事業別に、収入、支出を一應明らかにするやうなことを、実は今年度からそういう方針で、目下着手いたしておるのであります。今までは正確なところは、事業別には、一体収入がいくらで、支出がいくらかということ

は、実ははつきりいたしてはなかつたのでございませう。今年度はそのやうに郵便については、郵便料金の収入がいくら、支出がいくらかということ

を明らかにするやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

つておるやうに目下取り違ひつづ

るわけでありまして、更にそれを振り下げて、個々の料金について、どの程度にすれば実費を賄い得るかというところを将来検討したいと考えている次第であります。

○逓信大臣 近くやられる御意思があるのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 成るべく早くやりたいとは思いますが、これも非常に複雑な事業になりますので、その極めて近い将来というわけに行かないと思いますが、できるだけ可能な限度において成るべく早く料金全体を更に合理的なものに……、文勿論いろいろ通信関係、例えば通信教育といつたようなことが問題になつて来ているわけがあります。そういうふうな料金の関係をどういうふうに見て行くかというふうな問題もござります。前からここで問題になつて、いろいろ小包料金の内規制と申しますが、そういうふうな問題もあるわけでございます。いろいろ料金の改訂について今後慎重に研究しなければならんと考えております。

○逓信大臣 もう一つ伺いたいのですが、現在まで取扱つておりました料金別納の取扱いをここではどの条件で取扱われるようになるのでありますか。料金別納ですね。前の第七十九條で取扱われておりますが……。

○政府委員(小笠原光壽君) 今の料金の別納につきましては、省令によりまして規定したいと考えております。それで結局料金は前納、矢張り郵便物を差出す場合にいたすのでありますから、この法律案から申しますと、第三十三條の原則に即して行われるわけ

あります。

○逓信大臣 省令でやられるのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 内容は省令で規定したいと考えております。

○逓信大臣 郵便物の配達についてちよつとお伺いしたいのですが、都金等においては非常に居住者が轉々として居住を變えたり或いは新しく轉入したりといふことで、非常に配達夫がその宛名の人を捜すのに骨を折つておられることがよく見受けられるのであります。全国的に位所をばつたりと門標にかけるとか、何とかそういうことを通信局で実施して、郵便配達夫の手数を成るべく省くというふうなお考えはないのですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の御意見は誠に御尤もでございます。私共もできるだけそういうふうな方向に利用者の方の御協力をお願いして参りたいと考えております。これも申しさしばそういうふうな運動と申しますが、趣旨を宣傳をいたしておるのでござりますが、今後尚努力したいと思

います。

○逓信大臣 ちよつと忘れましたが、この間通信従業員関係或いは全通関係で何か、何か金合で以て参考人を集めるといふ際に、切手を貼らずに何か手紙を出したところ、それが受取人の方で料金を借取られたとかいうので、非常に不服を感じたとかいうのを新聞で拜見しましたが、通信従業員の中にあつて、そういうふうなことをよく分らないというふうなことで、甚だ國民に対して相済まないと思

うのですが、あの件は何かお調べになりましたですか。

○政府委員(小笠原光壽君) あれは恐

らく取扱つた者の間違いだらうと思ひます。これは新聞に出ておりましたのが、私見でしたが、結局配達局が不足料金を徴収しております。配達局の処理方は正しいわけですが、そもそもの理方は正しいわけですが、今度の郵便法案に出すというところは、今度の郵便法案においては、明瞭に無料郵便としては取扱われないことになるのであります。今度の法案が成立いたしますれば、行き違ひのないように十分注意して行きたいと思ひます。

○新谷三郎君 先般他の委員から御質問になつた点に關連するのであります。小包の料金は都市のような市内関係の料金は軽減するという規定があります。全国的に多少でも収入を殖やすという点から言へば保管制を取つて、鉄道における荷物の運送と同じような式に、距離に應じた料金を取るというふうなことはお考えになつたでしょうか、採用されなかつた理由を伺いたいと思ひます。この規定を見ますと、小包も相当通信大臣が必要があると認めるときには二十キロまで行ける。相当重量の点もこれがその通りに行けば大きくなるわけで、そうすると、鉄道との關係が考慮されなければならぬと思ひます。葉書のように重量もやれるもので、これは全通一の料金でやられるというよりはよく分るのでござりますが、小包になると大分性質が變つて来る。観念的には同じように考えられる

かも知れませんが、内容から言つて、鉄道の小荷物なんかと同じような考え方もできるのではないかと思ひます。特にそれを採用されなかつた理由をお伺いしたい。

○政府委員(小笠原光壽君) 今度の法

案に、小包料金の一般的な單一制といつたようなものを採入れてない理由が、一つには料金關係はすべて一應取敢えず現行の單一制並びにその具体的料金を踏襲するといふ、全体的にそういう方針を取つたということが一つであります。その理由は、料金の問題につきましては、今後の料金値上問題とも關係もござりまして、非常にデリケートな問題もござりますので、差向きは一應すべて現行料金を踏襲して行くということにしたのが一つの理由であります。それからその次には、郵便料金は今のところ大体において均一料金制になつておるわけでありまして、均一制という考え方は、いわば距離制といつたような現われとも考えられると思ひますけれども、大体において均一料金になつておる。何処にでも同じような料金で行くということに、郵便事業としての特殊性があり、それから又他の距離制の鉄道の小荷物、その他の制度と両方併存することによつて、國民の側から御覽になつた場合には又便利な点もあるのではないかと。これを小包料金を距離制に直すかという点が果して必らず適当かどうかという点については、十分この國會における御意見等を拜聴した上で慎重検討することにしたいと思ひましたのが二つであります。それからもう一つは、具体的に距離制の料金を考へるといふことになつた場合には、現在の小包そのものが實際どれくらい距離のものか、それがどれくらい出でるかというところを具体的に、正確に一應把握いたし

ておれば、新料金を決定する上において決定することができないわけが

ございますから、その実情を正確に調べるといふことが、非常に厄大な手数を要します關係上、まだ今日までは具体的に、正確な資料はない。一應一部の地域において調べたものはござりますが、最近調べたことは調べたのですが、それはまだ十分な資料とは言

われぬような状況でございます。資料も十分ござりませんが、この法案には取入れてないのでござります。

○新谷三郎君 結局採用されるかどうか、これから更に御検討になるのだらうと思ひます。私共の考へでは、多少の料金の値上りがありましても、先程他の委員から御質問があつたように、確實に、安全に届く、それさえ確保されるならば多少の料金は問題じやないと思ひます。距離に應じて料金を上げて行く、小包に付て上げて行くというふうなことは、鉄道との關係もあつて、むしろその方が当然であるような気がするのです。それは將來の御検討に俟つことにして、もう一つ伺いたいと思ひますのは、先般通信大臣から御答弁がありまして、國民に最も密接な關係のある郵便事業……必ずしも郵便事業だけではないかも知れませんが、通信事業について、國民の聲が早く的確に反映するような委員会のような組織を作るといふお話がありました。非常に結構だと思ひますが、それに

いてどういふふうな構成で委員会を組織されるか。それからその委員会とおおるのか、各地においても同様なことをお考へになつておるのか。その二点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 今度の法

あります。 ○政府委員(小笠原光壽君) あれは恐 ○政府委員(小笠原光壽君) 今度の法

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の問  
題につきまして、通信当局といたしま  
して目下鋭意研究中でございます。只  
今お話のような、廣く國民の、利用者  
側の声を聞き得るような線に關つたよ  
うなものにいたしたいという考え方  
で、目下検討いたしておるのでござい  
ますけれども、今日は具体的に、どう  
いうような線であるということはまだ  
お答えできる程度まで行つておりませ  
んの、その点は一つ悪しからず御了  
承をお願いしたいと思います。

○新谷實三郎君 これはいろいろ手続  
がありましようから、明瞭にできない  
というお話を止むを得ませんが、通信  
省で官制の委員会というようなものを  
お作りになつたのでは、國民の音が反  
映しないだらうと思ひます。むしろ通  
信省に対して、常に通信事業の運営に  
關して、むしろ苦言を呈するような委  
員会でなければならぬと思ひるのであり  
ます。それにつきましては、その委員  
会の運用がうまくいくかどうかという  
ことは、矢張偏に構成如何にかかつ  
てくるだらうと思ひます。その点に  
ついては、趣旨は通信大臣からも御説  
明があつたその趣旨で結構であると思  
ひますが、構成については特にこの点  
に留意されまして、本當の國民の声  
が時々刻々に反映するようない委員  
員会を作つて頂きたい。私はそれを  
希望しまして質問を終りたいと思ひま  
す。

○油井賢太郎君 大臣がお見えになり  
ましたから、ちよつと郵便法案につ  
いてお伺ひしたいのです。先般大臣  
がいらつしやる前に、この郵便法案で  
決定されましたところの料金を以て運  
営をいたしましては、相当赤字が出る

というごとの御発表がありましたし、  
又予算關係等におきましても、一般に  
計からこの通信關係の方に相當の補給  
をするということも承知いたしておる  
のであります。ところが先頃の新聞  
を見ますと、又大臣が近いうちに料  
金の變更ということも考へておられる  
やうなことを御発表になつておられ  
てあります。我々も承知いたしまして  
は、當然通信會計は通信の範圍にお  
いて收支を償ふのが最も目標とされる  
のであります。大臣が全然この法案  
で以て、料金の改正を行なわれないとい  
うやうなことを考へになつておられ  
るのか。或いは近い將來において、ど  
うしても變更しなければならぬのかと  
いうことを、ちよつとこの際御開陳願  
ひたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 先般も中上  
げたかと思ひますが、とにかく四月の  
料金値上の基準は、今の物件費から言  
えば昨年の九月、人件費から申しま  
すれば千二百円ベースの上立つて今日  
の料金が決められておるわけでありま  
し、従つていろいろ経営の合理化等  
もこれはいたさなければならぬ義務を  
私達は負うておると思ひるのでありま  
す。どういたしまして、これだけ基  
準が違つて参りますと、経営の合理化  
等によつては、補ひ得る赤字ではない  
わけでございますので、事務的に考へ  
れば、この臨時議會に料金の値上を御  
審議頂かなければならぬはずのもので  
あります。併し諸般の経営状態等も考  
へ合せまして、この議會に料金の値上  
につきましても提案を見合せました  
が、どんなに遅くとも、明年の四月一  
日からは新しい料金によらなければ  
ならぬと思ひますが、或いはことによ

ると、その前にも考へなければなら  
ん事態が起るかも知れませんが、大体  
は二十三年度からという考へ方で今お  
る次第でございます。御了承願いま  
す。

○油井賢太郎君 只今の大臣の御説明  
で了解いたしました。郵便法に對する  
質疑も大体皆さんのお盡きになつた  
やうに私は拜見されるのであります  
が、議事の進行上この程度に止めて、  
討論に入つて頂ければ幸ひだと思ひま  
す。

○政府委員(小笠原光壽君) 私の方か  
ら御説明の足りない点を補足いたした  
と思ひます。この郵便法の改正によ  
つて特に予算を必要とするかどうか  
更に経費の増減を要するかどうかとい  
う問題がございしますが、この点につ  
いては、この法案の改正そのものによつ  
て、これがために特別な経費の増減は  
ないと考へております。勿論それ以外  
のいろいろの物價の値上りその他の關  
係における経費の増減は、これは別と  
いたしまして、これを改正したため  
に特別な予算の増減という点は原則と  
してない。非常に細かく申しますれ  
ば、今までやつておらなかつた仕事を  
今度やることになつたわけでありま  
す。例へば代引換の取扱とか、或  
いは通貨價格表記、今度の通貨の保險  
扱の制度といったような今迄全然やつ  
ていなかった、中止しておつた仕事を  
再開いたしますから、又市内小包の制  
度、今迄殆んど小包として扱つてい  
なかつた分野のものまでも扱つてい  
点においては、収入も殖えるが、又手  
数も殖えるという、その程度の問題は  
あります。原則としてこれがために  
特別の経費の増減はないわけでありま

すので、その点御説明を補足しておき  
たいと思ひます。

○新谷實三郎君 油井君の動議に賛成  
いたします。

○委員(深水六郎君) 油井君の質疑  
打切の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(深水六郎君) 御異議ござい  
ませんけれども、これから討論に入りま  
す。御意見のある方は賛否を明らかに  
してお述べを願ひたいと思ひます。別  
に御意見ございませんか。御意見  
もないやうでありますから討論は終結  
したものと認めて御異議ございません  
か。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(深水六郎君) 御署名漏れは  
ございませんか。ないと認めます。  
それでは引續いて次の議題に入りた  
いと思ひますが、議事の日程は公報に  
書いてある通りでございます。それ  
も、前回陳第三百七十五号の特定郵便  
局廃止に關する陳情というものを議題  
にして、質疑がまだ終つておりませ  
んの、外の諸願、陳情は後廻しにし  
て、この特定郵便局廃止に關する陳情  
の質疑を続行することに御異議ござい  
ませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(深水六郎君) 御異議ないと  
認めます。それでは特定郵便局廃止に  
關する陳情に對する質疑を続行いたし  
ます。

○油井賢太郎君 只今鈴木君から申上  
げるところを私申上げますが、今朝の  
新聞において特定局制度の廃止という  
ことを中労委から提訴されたという話

が出ておりますが、それに対して通信局の御方針としては、いかなるお考えをお持ちになれるのでしょうか。あの中労委の裁定というものは、政府としては必ずこれを遵奉しなくてはならない立場にあるでしょう。国民としていずれも注目的になつておる件でありますから、詳細お答えを願いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 中労委の裁定は必ずこれを守らなければならぬかというお尋ねでありましたが、この点は労働問題を平和的に処理いたしたためには、中労委の權威を認めて、できる限りその裁定案というものには尊重をして行く態度であります。併しながら必ずしも守らなければならぬいかという問題につきましては、尊重はいたしますが、場合によればどうしても中労委の調停に服し難い場合があることは止むを得ないと思ひます。原則的には尊重をして行くという立場で、その線に沿うてできるだけ検討して行く。併し場合によれば、そのまま裁定案の通りにこちらが受諾ができません場合も起り得る。一般論としては、さう上に申上げるより外にないと思ひます。特定局の問題に対して、中労委の調停案が出ましたことは御承知の通りであります。それは四ヶ條に分れておりますが、第一は、当局は特定局制度廃止の方針を決定すること、第二は、その実施については予算その他の事情を勘案し、期限を限つて逐次これを実施するため具体的計画を立てること、第三は、地理的事情その他普通局を置き難い特殊の事情ある箇所については、例外として特定局を置き得ることとするが、その場合、局舎の設備そ

の他労働者の利害に係る事項については、在來のごとき弊害を生ぜしめないため、予め適当な規定をなし置くこと、第四は、右第二及び第三の事情を定めるについては、経営協議会に附議すること、こういう勧告を受けたわけでありまして、この特定局制度と申しますものは、一体特定局制度というものは、どういふものであるかというのと各位御承知のことと思ひますが、この特定局制度の一つの内容は請負の制度になつておること、まあ経費等も局長に対して渡し切りで、さうして局舎等も十分の家賃を提供して請負う制度となつておること、局長の任用が、さういふふうな局舎等の提供の義務も従来持つておりましたし、或いは資金的な制限もありました。さういふふうな一つの義務を負つた自由任用の形になつておること、これが特定局制度の主だつた内容であらうと思ひます。だから特定局というこの名前が問題でなくして、この特定局制度という、この制度を形作つておること、さういふ請負制度とか、自由任用制度とかいふことに特定局の制度の問題があるわけでありまして、ところがこの請負制度につきましても、まだ切手の割別、賣捌の方法、即ち切手とか葉書とかいふものを先に局長に買つて貰つて、それを賣つたら四分の手数を付けておる。さういふのがまだ残つておるのであります。その他は大体において請負制度でなくて、公の予算に切替えられておるわけでありまして、この請負制度はただ局舎の問題であります。これが郵便局の局舎を全部持つということも、俄かにやるといふことは、

予算も許しませんが、さういふこともできませんので、これはこれから新しくできる郵便局については、局舎の提供の義務というものを負わさないで、國がこれを借上げて行く。或いは又必要な場合には、國が直接建築する場合もあるでしょう。又従來の局舎を提供しておるものに対しては、方針としては漸次國が借りて行く。或いは借家を拂つてこれを借上げて行く。局舎提供の義務というものをなくして行くという方針であります。そこで特定局制度の中の大きな制度上の要素である請負制度というものは、もう殆んどなくなつておるわけになります。又もう一つの大きな要素である自由任用制度といふ問題も、これは従來は局舎提供の義務があつたから、家と人間といふものが結びついたわけでありまして、局舎提供の義務というものがなくなつて参りますし、又國家公務員法が、さういふ公務員の任用に対して、御承知のごとく新しい基準を設けようとしておりますから、この國家公務員法に則つて、局長の自由任用制といふものも新しい形になつて参ります。特定局制度の内容をなしておつたものは、殆んど今日では形は變つておる。さういふ意味からいへば、従來の特定局制度といふものは、従來のさうな特定局制度はなくなりかかつておるのだ。さういふことを申上げることが適當かと思はれるように變つておるので、何と申しますか、従來のさうな特定局制度といふものはなくなつて行く方針に向つておることは事實なんです。ところが、そんなさういふふうな調停案にあるように、特

定局制度廃止、さういふ眞向からさういふことにいたして参りまして、これを直ちに具体化する。さういふような制度を廃止する。而もそれを直ちに短期間の時間を限つて具体化する。さういふことになつて来ると、それは局舎の問題等も行詰つて参ります。さうしてさういふことになつて参りますと、非常な衝動を全國の特定局に與える結果になつて参りますので、大体の今までの特定局の中にあつて弊害があるといわれておるものは、改善をして、殆んどなくなつておるのであります。殊に今度問題になつたのは、結局中労委はこの労働問題が中心でありますから、特定局の労働条件の問題にしてさういふ案が出たに違ひない。純然たる政策といふことになつて来ると、これは純然たる政策について中労委がいろいろ決定なさるといふことについては、私もいろいろ意見があるものであります。これは純然たる政策といふことではなくして、特定局制度に含まれておる労働条件といふものが中心になつて、労働条件を改善するために、特定局制度そのものが問題になつたと思ひます。その労働条件といふものについては、これは従來は請負制度であるからして、金を局長に渡し、その金で局長が人雇つて来る、そして又経費も附つて行く、いろいろな設備もやることだから、自然働いておる人は局長の個人的使用人見たいな形になつておつた。さういふ状態ですから、十分な設備もできなかつたといふ点もあつたので、今後はそれをさういふ公費に切替えて行きますし、働いておる人の費用も直轄になつて来ますから、さういふ点は改められて来たのであります。

であります。今後局舎の設備といふものについても、局舎は政府が借上げると同時に、さうして本省の方で局舎の設備といふものも責任を持つて行く。例へば寢具のごときもですが、これも今度予算に組んで、今までのような請負みないな形で局長が寢具を用意するといふことでもあります。十分ではございませんから、これは通信省が寢具を渡す。それから多少の改善等も通信省がやつて、いわゆる局舎の設備といふことについても、できる限りの改善を加えて行きたい。それから又勤務時間の問題ですが、これもできる限り普通局の基準によつてやつて行きたい。ただ小さな局ですから、普通局と同じように何係、何係と小さく分けては、却つて能率の上からいつても悪いし、経済的にいつても悪いので、やはり総合的にやつて行くような工夫をしなければいかんと思ひます。末端の田舎の郵便局も、都金の郵便局と同じような機構を以てやれといふことは、却つて合理的な経営にならぬ。それはやり方にはさういふ相違があるが、労働条件としては普通局と同じような形に行きたい。さういふことで、中労委が御心配になつておる労働条件の面から来る点も、これも改善をして行きたい。予算的な処置も講じて行きたい方針であります。さう考へて参ります。従來いわれた特定局制度といふものの内容は、もう今日では殆んど變つておるのであります。従つて私たちとしては、この中労委の調停案はこれから検討いたしたいと思つておりますが、併し大きな考え方としては、さままれ矛盾をしないのではないかと。ただ併しここで特定局制度

ては、例として特定局を置き、このこととするが、その場合、局舎の設備を

撤廃、これは非常に政治的な問題にもなつておきますので、こういうことになりません結果、それが一般には今申したように特定局とは何ぞやといつて、その内容というものがよく分つて、呑み込んで頂ければ、この問題に対してよく御理解が願えるのですが、頭から特定局廃止だ。こういうことになつて参りますと、不必要な衝突を各特定局に與える結果になりますので、私たちがとしては、今までのように特定局の制度の中に含まれておるものを次第に改訂して行つておる。だから今日では昔のような特定局制度というものは殆んどなくなつておるのだ。こういう限りにおいては、次第に今までのような特定局制度は廃止の方針になつておるのだが、併し局舎その他いろいろな従来の特定局制度の要素になつておる問題を具体的に今直ぐにこれを全部やめてしまふのだといふことは、現実にはそういうことはできない。従つてこれは相当な時間をかけて、そして特定局に対しても廢止と不必要な刺激を與えない方法によつて、この特定局問題を解決の行かなければならない。こういう考え方をいたしておる次第であります。

○油井賢太郎君 只今大臣の御説明によつて十分了解をいたしましたので、特定局廢止についての陳情書の内容を見ますと、全通の従業員四十万人、又その中には特定局の従業員も十万人を占んでおる。皆残らず特定局の廢止ということをおっしゃるのか、それとも陳情書でありますが、私共の聞き及んでおる範囲内では、特定局に働いておる従業員等にあつては、大分改善もされておる、もう今日のような状況

においても、順次親心を加えられた方針に變つておるのだから、別段これを廢止するといふようなことも、自分等をして考えていないといふことも、まあいよいよ聞いておるのであります。これにつきましても、なぜ陳情書等において、全通代表者が、全従業員の声なりとして、このような陳情書を出しておるか。多少不可解なようにも考えられるのであります。何か大臣の方へ別な又動き或いは声というものがお入りになつておるのか。お聞かせ頂きたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 御承知のように、全通が單一組合として、特定局制度撤廃といふことを前から主張しておられますから、自然組合員として……、ここにいろいろ御意見があると思ふのですが、組合員としたならば、公的な声、議会に出したり、いろいろ言うときには、やはり制度撤廃といふことに自然なつて來ると思ふのであります。やはり一面において、私たちが単に従業の行きがかりに促されるような考え方を持つてはいないし、又そういう考え方は捨てなければいかんと思ふ。特定局制度と申しますか、特定局のいろいろな労働条件なんか、確かに悪い面もあつたと思ふのですが、それはいろいろ設備等におきまして、どうしても非常によくできていないところもある。又部分的には請負制度なんかの関係で、悪いところも確かにあつたと思はれる点もあつたので、そういう点は、労働条件が、特定局なるが故に非常に悪い労働条件にならなむような改善をして行かなければならぬと思ひます。ただ併し、ここにもやはり調停案の中にも言つておる通り、

○國務大臣(三木武夫君) 御承知のように、全通が單一組合として、特定局制度撤廃といふことを前から主張しておられますから、自然組合員として……、ここにいろいろ御意見があると思ふのですが、組合員としたならば、公的な声、議会に出したり、いろいろ言うときには、やはり制度撤廃といふことに自然なつて來ると思ふのであります。やはり一面において、私たちが単に従業の行きがかりに促されるような考え方を持つてはいないし、又そういう考え方は捨てなければいかんと思ふ。特定局制度と申しますか、特定局のいろいろな労働条件なんか、確かに悪い面もあつたと思ふのですが、それはいろいろ設備等におきまして、どうしても非常によくできていないところもある。又部分的には請負制度なんかの関係で、悪いところも確かにあつたと思はれる点もあつたので、そういう点は、労働条件が、特定局なるが故に非常に悪い労働条件にならなむような改善をして行かなければならぬと思ひます。ただ併し、ここにもやはり調停案の中にも言つておる通り、

全國の郵便局が例えれば同じような組織として、人数は多い少いはあつても、東京中央郵便局みたいな組織を、全國一律に普通局の組織として持たなければならぬかどうかといふことは、検討を要すると思ふ。極く僅かな村落における郵便局も、或いは東京のような中央に、画一的にやらなければならぬかといふことは、非常に疑問があつて、從來通信省の考え方では、普通局の行き方と、又そういう村落のような小さな郵便局に対しては、普通局の行き方とは違つた行き方があるのではないかと。小規模な郵便局には小規模に適したような郵便物の運賃をやること、却つて能率的でもあるし、経済的でもあるし、いいのではないかと。考へて來ておつたわけでありませぬ。だから、そういう形で、これはもう昔の特定局といふのでありませぬ、余程内容が變つて來るのであります。名前前とはにかく小さな村や、或いは極く山間のような郵便局は、そういう画一的でない一つの郵便局の経営方式がある、全國一律でなくともいいというので、そういう小規模な郵便局の経営方式に対しては、特殊な形を取つて行く。こういう考え方を私たちがはしておるので、それは昔の特定局を廃せようといふようなものではなく、形の変つた一つの特殊な経営方式をしてみたい。こういう考え方を以て、その線に沿つて政府委員も御答弁を今までして來ておると思ひます。

○油井賢太郎君 大体了解いたしました。二、三御質問申上げたと思ひますが、特定局が普通局になつた場合に、非

常に経費が小さむといふことも承わつておるのですが、具体的に申しまして、普通局の一番小さい規模の局と、それから特定局の一番大きな設備の局とは、殆んど同じものであると思ひます。その比較検討について、詳細御説明をこの際願つておきたいと思ひます。具体的例を挙げて、例えば人件費においては、どういふふうな違ふと、或いは人事につきましても、普通局になつた場合に、どういふふうな機構になるかと、そういうふうなことを、一應お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 仮りに、特定局としては非常に大きく、普通局としては極めて小さい、大体同じくらの仕事の量があります局を、普通局の場合と特定局の場合と比較いたしました。どういふ点が現実に違ふかといふ点を申し上げますと、第一に人の方の問題から申し上げますと、これは要するに、今までの特定局について申し上げます。私共が、通信省として、改正しようとして今日考へております。特定局……、改正後は、労働条件に關しましては、もう普通局と差異がなくなつて來るのですから、過去における特定局、そういうふうな意味でありませぬが、その場合には、結局、主として監督方面に従事する人間が、これまで特定局には配置されておらない。従つて、それを普通局にいたしますと、監督者であるところの要員、それから庶務、会計、或いは監督員、小使、給仕、こういうふうな定員が、これまでは特定局には配置されておらなかつたのであります。それが普通局になりますと、新しく改正の際に、そうい

うのを配置することにしておりますので、大体九名前後、十人足らず程度の人間が殖えるのが通例でございます。それから経理の方は、勿論それになつた人件費が当然必要なわけですが、その他一般の経理の経理については、從來特定局の当時には、いわゆる渡し切り経費といふ形式で行つたわけでありませぬが、普通局になりませぬ、渡し切りという制度は普通局にはないものですから、一般費によつて経理されるということになつて参ります。それから切手の賣捌きについては、特定局は、割引いて賣渡すという方法であります。普通局の場合は、現物を各局に配給しまして、それを公衆に賣捌くという方法になつて参ります。それから局舎については、従来の特定局制度の下における特定局長は、局舎提供の義務がありますからして、局長提供の建物である。普通局に変わりますと、純粹の賃貸借契約、國と家屋の所有者との間の賃貸借契約によつて、家賃を出すということになるものであります。特定局時代は、局長の提供義務は無償提供を原則としておりますが、それに対して多少の経費を、局舎料として渡し切り費で支拂ひたしてあります。これは当然の相互契約ではないのであります。それが普通局になりますと、私法上の賃貸借契約になつて参りますので、適正な家賃を出さなければならぬ。さうな点が變つて参りますと同時に、従来の特定局長は、局舎提供の義務或いは相当の資産条件といつたような、只今大臣からお話申上げましたような、そういうふうな物的な条件を備えて、自由任用によつ

て任用された官吏であつたわけであり  
ます。普通局長はそうではなくて、  
文官任用令によつて任用せられた一般  
官吏が普通局長に任命されておしま  
す。その点が大体違ひます。大体主な  
点は只今申上げましたような点が違つ  
ております。

それから尙もう少し補足して申上げ  
たいのですが、今のは同じ大きな特  
定局を普通局に変えた場合の話であり  
ます。そういう問題を離れまして、今日  
特定局問題について、先程大臣からも  
御説明申上げたように、非常にむずか  
しい点は、全通側は勿論特定局制度を  
撤廃することを主張しております。こ  
れに対して特定局長はどうかと申しま  
す。特定局長の総意としては、制度  
撤廃絶対反対の立場に立つてゐるので  
あります。特定局長側はどういうふう  
な立場にあるかといふことも、もう御  
承知の通り、現在の特定局舎の大多  
数は局長所有の家屋でございます。こ  
れは局長である間だけ提供してゐるわ  
けであります。若し局長がやめれば當  
然に直ぐ返さなければならぬ性格を  
持つてゐる建物でございます。而もそ  
の全國の一万三千の現在の特定郵便局  
の局舎の大多数は、凡そ八割程度はつ  
たと思ひますが、只今正確な数字は覚  
えておりませんが、凡そ八割くらいは、  
局長自身がその建物を所有してゐ  
るのでございます。その局長が止めれ  
ばその瞬間において、勿論提供の義務  
は消滅するわけでありまして、局舎の返  
還を請求されましても、政府としては  
勿論これに應じなければならぬ。そ  
ういふような状態にあるわけでありま  
す。要するに全國の特定局長がこの制  
度の撤廃に対して絶対反対の意見を特

つてゐるのであります。それで將來仮  
りに、今日通信省が考えておしまひ  
あゆる改正案も、局舎は借上げて行き  
たいといふことを考へてゐるのでござ  
います。最も理想的な形態として  
は、國有にするといふことが理想的な  
形態であることは申すまでもありませ  
ん。今日普通郵便局舎も、相当数のも  
の國有の局舎でありまして、勿論普  
通郵便局の中にも借上げの局舎が沢山  
ございます。理想的な形態としては  
勿論國有であるべきだと思ひるのであ  
ります。この一万三千程の特定郵便局  
舎を、仮りに將來國有にするようなこ  
とを考へ、又或いは國有にしなければ  
ならない場合を考へて見ますれば、大  
体一つ一つの局は集配事務を扱つてい  
る郵便局舎は、平均しまして、四千坪  
くらい、それから集配事務をやつてい  
ない局舎二十坪くらいだと思ひます  
が、これが要するに一万三千あるわけ  
でありますから、数十万坪の、要す  
るに建物の問題であるわけでありま  
す。従ひまして、將來理想的な形態と  
して國有形態を考へる場合に、ただ局  
舎を國有にするといふだけでも数十億  
の経費を要することは申すまでもない  
こととあります。そういうふうな状  
態にあることが、この特定局問題が非  
常に困難な問題であり、必ずしも又  
財政的にも非常に、今申上げましたよ  
うに結局それは利用者乃至國民負担の  
増嵩といふ問題にかかつて来る点もあ  
るわけでありまして、必ずしも財政上  
の問題ばかりでなしに、今日通信事業  
を円満に遂行するために、  
この、今の特定局舎は急ぎ外の建物に  
変へることができない。今日その建物  
にいろいろな施設をして使つてゐるわ

けでございませうから、外の建物に簡單  
に變へないといふ非常にむずかしい点  
があるのが、この問題を必ずしも事  
務的にのみ処理できないといふ点だと  
考へておられます。  
○委員(深水六郎君) 油井君はもう  
よろしくございませうか。  
○油井君(油井君) 一應打切つておしま  
す。  
○千葉君 只今の政府委員の答弁に  
ついてちよつとお尋ね申上げたと思  
ひます。実は先程油井委員から言われ  
ましたように、通信従業員の中にも必  
らずしも特定局制度の廃止の問題につ  
いて全員一致というわけではなく、自分  
の耳にするところでは可なり相当改善  
された現在の状態にあるところは、こ  
のままでも宜いといふ意見を持つてい  
る者もあるように聞いております。こ  
ういふ話がございまして、それと同  
じように只今政府委員の説明によりま  
す、特定局長諸君が全部一丸となつ  
て、この問題に対して反対してゐるの  
だといふことのお話がございまして、  
制度を存置すべしといふことを主張し  
てゐることのお話がございまして、こ  
の場合にも少くとも相当進歩的な進ん  
だ考へを持つておられる局長のうち  
は特定局制度は廃止すべきだといふ意  
見を持つておられる方々も可なり沢山  
ある。そのことは私は承知してござい  
ます。それから只今のお話の中では、若  
し特定局制度が廃止になるといふこと  
になれば、局舎を借上げてゐる方が  
非常に大きな問題になります。一致し  
て局舎を提供するといふことを断つた  
といふ話もございまして、これは実  
に只今私が申上げた局長の中にも相当  
進んだ考へを持つておつて、特定局を

廃止すべきだといふ考へを持つておら  
れるような方々も多数あることとあり  
ますし、更に実はこの特定局制度の  
廃止の問題が当初に組合によつて採り  
上げられた当時、特定局長の諸君  
の中で誤解された方がおられる。それ  
はどうかと思ひますか。油井君はもう  
よろしくございませうか。自分たちがやめる  
度か廃止されるかといふことは、自分た  
ちが誠になること、自分たちがやめる  
こと、自分たちが局長でゐることを忌  
避するものが従業員の意向だと勘違いさ  
れた局長がおります。そういうことが  
原因されて局長の諸君が半ば感情的に  
なつて、この制度の廃止といふことに  
反対せられたのであります。併しなが  
ら私共の承知する限りでは、この通信  
従業員組合が主張してゐるところの特  
定局制度の廃止の問題は、必ずしも  
現在の特定局長を廃止されて、その新  
らしい制度の普通局の中において局長  
となることを忌避するものでない。特  
定局長諸君が、若し制度が廃止され  
れば、その場合に喜んで次の新らし  
い制度の中の局長になることを肯んじ  
られるならば、それに対して決して従  
業員組合は反対するものではない。む  
しろこの問題の最初の採り上げ方は、  
特定局長諸君と組んで、この問題を改  
正すべきじゃないか。制度を廃止する  
といふことについて局長諸君の賛成を  
得るような方向に持つて行くことが、  
実は私は作戦上からいつていい方法  
じゃないかと思ひます。ところがた  
またま最初の採り上げ方が突然であつ  
たために、或る程度の誤解とそれから  
感情的動きを以て反対して來られた。  
若しこの問題の政府の解決の方法如何  
によつては、決して只今政府委員から  
言われたように局長諸君は新しい制

度の下における局長になることを忌避  
するものでもなければ、更に又現在の  
局舎を提供してゐるといふことを、こ  
れは最近において局舎の提供義務は廢  
止されるという進み方を取つておられ  
るようでございますが、そうなること  
從來のように局舎を借上げるという  
制度の経費は、從來もずつと拂つて來  
たわけでありまして、それが今度局舎の  
提供義務がなくなると、その局舎  
の借り上げ料といふものは当然政府の  
方でも負担しなければならぬ。或い  
は新築といふ問題を抜きにしまして  
も、現在の局舎をそのまま借用する  
といふ場合には、そういうふうな局舎の  
借り上げ料を拂うし、又局長は決して  
忌避するものでない。そのまま新らし  
い制度の下で局長になるということ  
であれば、決して只今の御答弁にあつた  
ように、制度が廃止されると同時に、  
全面的に局舎を引上げてしまふ。そ  
ういふ極端なことは決してしないだろ  
うと私は考へるのであります。そうい  
うことを考へると、局舎問題について  
は、政府委員のお考へになつておる点  
は確かに問題を歪めて考へておられる  
ように私は取れる。それから更に先程  
大臣のお話の中にもありましたように、  
實質的には從來も悪い制度であつたと  
ころの特定局制度といふものは殆んど  
改善されてしまつて、殆んど現在では  
普通局と何等差のない程度にまで進ん  
で來ておる。そういうふうなお話で  
ございまして、その程度にまで進んで  
おるような中でも尙且従業員組合は、  
これは労働問題として従業員組合の要  
求を中労委において考へた場合に、  
いふよりうな裁定が下つたのではないか

度の下における局長になることを忌避  
するものでもなければ、更に又現在の  
局舎を提供してゐるといふことを、こ  
れは最近において局舎の提供義務は廢  
止されるという進み方を取つておられ  
るようでございますが、そうなること  
從來のように局舎を借上げるという  
制度の経費は、從來もずつと拂つて來  
たわけでありまして、それが今度局舎の  
提供義務がなくなると、その局舎  
の借り上げ料といふものは当然政府の  
方でも負担しなければならぬ。或い  
は新築といふ問題を抜きにしまして  
も、現在の局舎をそのまま借用する  
といふ場合には、そういうふうな局舎の  
借り上げ料を拂うし、又局長は決して  
忌避するものでない。そのまま新らし  
い制度の下で局長になるということ  
であれば、決して只今の御答弁にあつた  
ように、制度が廃止されると同時に、  
全面的に局舎を引上げてしまふ。そ  
ういふ極端なことは決してしないだろ  
うと私は考へるのであります。そうい  
うことを考へると、局舎問題について  
は、政府委員のお考へになつておる点  
は確かに問題を歪めて考へておられる  
ように私は取れる。それから更に先程  
大臣のお話の中にもありましたように、  
實質的には從來も悪い制度であつたと  
ころの特定局制度といふものは殆んど  
改善されてしまつて、殆んど現在では  
普通局と何等差のない程度にまで進ん  
で來ておる。そういうふうなお話で  
ございまして、その程度にまで進んで  
おるような中でも尙且従業員組合は、  
これは労働問題として従業員組合の要  
求を中労委において考へた場合に、  
いふよりうな裁定が下つたのではないか

度の下における局長になることを忌避  
するものでもなければ、更に又現在の  
局舎を提供してゐるといふことを、こ  
れは最近において局舎の提供義務は廢  
止されるという進み方を取つておられ  
るようでございますが、そうなること  
從來のように局舎を借上げるという  
制度の経費は、從來もずつと拂つて來  
たわけでありまして、それが今度局舎の  
提供義務がなくなると、その局舎  
の借り上げ料といふものは当然政府の  
方でも負担しなければならぬ。或い  
は新築といふ問題を抜きにしまして  
も、現在の局舎をそのまま借用する  
といふ場合には、そういうふうな局舎の  
借り上げ料を拂うし、又局長は決して  
忌避するものでない。そのまま新らし  
い制度の下で局長になるということ  
であれば、決して只今の御答弁にあつた  
ように、制度が廃止されると同時に、  
全面的に局舎を引上げてしまふ。そ  
ういふ極端なことは決してしないだろ  
うと私は考へるのであります。そうい  
うことを考へると、局舎問題について  
は、政府委員のお考へになつておる点  
は確かに問題を歪めて考へておられる  
ように私は取れる。それから更に先程  
大臣のお話の中にもありましたように、  
實質的には從來も悪い制度であつたと  
ころの特定局制度といふものは殆んど  
改善されてしまつて、殆んど現在では  
普通局と何等差のない程度にまで進ん  
で來ておる。そういうふうなお話で  
ございまして、その程度にまで進んで  
おるような中でも尙且従業員組合は、  
これは労働問題として従業員組合の要  
求を中労委において考へた場合に、  
いふよりうな裁定が下つたのではないか

度の下における局長になることを忌避  
するものでもなければ、更に又現在の  
局舎を提供してゐるといふことを、こ  
れは最近において局舎の提供義務は廢  
止されるという進み方を取つておられ  
るようでございますが、そうなること  
從來のように局舎を借上げるという  
制度の経費は、從來もずつと拂つて來  
たわけでありまして、それが今度局舎の  
提供義務がなくなると、その局舎  
の借り上げ料といふものは当然政府の  
方でも負担しなければならぬ。或い  
は新築といふ問題を抜きにしまして  
も、現在の局舎をそのまま借用する  
といふ場合には、そういうふうな局舎の  
借り上げ料を拂うし、又局長は決して  
忌避するものでない。そのまま新らし  
い制度の下で局長になるということ  
であれば、決して只今の御答弁にあつた  
ように、制度が廃止されると同時に、  
全面的に局舎を引上げてしまふ。そ  
ういふ極端なことは決してしないだろ  
うと私は考へるのであります。そうい  
うことを考へると、局舎問題について  
は、政府委員のお考へになつておる点  
は確かに問題を歪めて考へておられる  
ように私は取れる。それから更に先程  
大臣のお話の中にもありましたように、  
實質的には從來も悪い制度であつたと  
ころの特定局制度といふものは殆んど  
改善されてしまつて、殆んど現在では  
普通局と何等差のない程度にまで進ん  
で來ておる。そういうふうなお話で  
ございまして、その程度にまで進んで  
おるような中でも尙且従業員組合は、  
これは労働問題として従業員組合の要  
求を中労委において考へた場合に、  
いふよりうな裁定が下つたのではないか

度の下における局長になることを忌避  
するものでもなければ、更に又現在の  
局舎を提供してゐるといふことを、こ  
れは最近において局舎の提供義務は廢  
止されるという進み方を取つておられ  
るようでございますが、そうなること  
從來のように局舎を借上げるという  
制度の経費は、從來もずつと拂つて來  
たわけでありまして、それが今度局舎の  
提供義務がなくなると、その局舎  
の借り上げ料といふものは当然政府の  
方でも負担しなければならぬ。或い  
は新築といふ問題を抜きにしまして  
も、現在の局舎をそのまま借用する  
といふ場合には、そういうふうな局舎の  
借り上げ料を拂うし、又局長は決して  
忌避するものでない。そのまま新らし  
い制度の下で局長になるということ  
であれば、決して只今の御答弁にあつた  
ように、制度が廃止されると同時に、  
全面的に局舎を引上げてしまふ。そ  
ういふ極端なことは決してしないだろ  
うと私は考へるのであります。そうい  
うことを考へると、局舎問題について  
は、政府委員のお考へになつておる点  
は確かに問題を歪めて考へておられる  
ように私は取れる。それから更に先程  
大臣のお話の中にもありましたように、  
實質的には從來も悪い制度であつたと  
ころの特定局制度といふものは殆んど  
改善されてしまつて、殆んど現在では  
普通局と何等差のない程度にまで進ん  
で來ておる。そういうふうなお話で  
ございまして、その程度にまで進んで  
おるような中でも尙且従業員組合は、  
これは労働問題として従業員組合の要  
求を中労委において考へた場合に、  
いふよりうな裁定が下つたのではないか

す。要するに全国の特定局長がこの制度の撤廃に対して絶対反対の意見を持つ

変えることができない。今日その建物にいらぬ施設をして使っているわ

は只今私に申上った局長の中に相当進んだ考えを持つておつて、特定局長

というふうなお話でございましたが、そういうふうな労働条件を基本としてこの問題を廃止しなければならぬという調停を行なつたのは、それだけに労働条件を低下せしめるような程度部分があるが、特定局の中には残つておると考えなければならぬ。その点について突は政府の方は何時でも現存の特定局制度なるものは、制度は残つておられるけれども、むしろ実際には昔の特定局制度とは殆んど内容において変つておると言われる。而もそういうふうに変つて来ておるといふ中において、尙且私共は従業員諸君がどうして現在特定局そのものを廃止しなければならぬといふことを主張しておる中には、労働条件といふものが大きな問題にはなつておりますけれども、併しながら又その労働条件の中での程度に一体それでは改善しなければならぬ点があるか。そのことについて御説明がなかつたように思われますが、大臣のそのことに対するお考え方を承つて、それから更に又お尋ね申上げたいと思つておる。

局長が請負によつて人を備へようというふうな人事権を持つたりするようになつて、いわゆる私経済的なことは、これは公経済的に切替えておる。又自由任用制もこれは公務員法の規定によつてその基準によつて行つて行くようになる。従来特定局制度の内容をなしておつたそういう点を改めて行くという意味ならば、特定局制度は殆んど内容が変つてしまつておる。さういふことを申上げたのでありまして、これが従来通信省の特定局に對して持つておつた考え方でありまして、ここで私も今日受取つたのであります。ここで私も今日停業が昨日出ましたので、この調停案につきましては今後検討をいたすので、私が今日申上げることが調停案に對する通信省の中務委員に對しての答弁ではない。通信省は従来さういふ考えを持つておつた。ここで中務委員からさういふ調停案が出ましたから、更に検討を今後いたしました。これに對して回答を出す。勿論その場合には、この通信委員会にも詳細御報告を申上げたと思つております。この調停案は特定郵便局だけが出たのではなくて、他に幾つもの調停を要請している項目があるが、全体とも脱み合さなければならぬし、又最初に申上げましたように、さういふ問題に對しての中務委員の扱い方といふものにも對しては政策的な問題についても、これらに對しても検討したいと思つておる。今日申上げたのは今後の検討にある。今日申上げたのは従来通信省の考え方を申上げたのであります。

それが労働条件の問題であります。これは郵務局長から更に補足的な説明をして頂いていと思つてのではありませんが、普通局に比べて特定局の労働条件といふものを非常に悪いものにして、普通局の基準によりたい。ただ仕事は一人で行ふような仕事をするやうな、さういふふうな処置は取らなければならぬ。何故ならば仕事の分置は少いのですから、皆一つの係りに一人がおるといふやうな形は取らないかも知れないが、とにかく一つの條件としては、普通局の基準によるように改善して行きたい。これが根本方針であります。

○政府委員(小笠原光壽君) 先程私に申上げました考え方につきまして、多少私の説明が足りなかつた点があるのでも補足したいと思つておる。私が先程申上げた特定局の局長の意図と申したものは、勿論全員一致という意味はなかつて、要するに特定局の中には反対もあれば賛成もあつておる。その全体をまとめて出て来たのが、全国の特定局の局長連合会の意見として出て来たのが制度撤廃反対の考えである。かように御了承願ひたいと思つておる。それから又私が局舎について数十億の金が要ると申しましたのは、理想的な形態としては國有形態、國有形態として考えれば数十億の金が要る。さう申上げたのでありまして、制度撤廃によつて数十億の金が直ちに一〇〇〇万必要。さういふことを申上げたわけではあります。

それから又仮りに新しい形の郵便局になつた場合において今の特定局長が全員新しい形の郵便局の局長になることを拒否する。かように私は申上げたわけではございませんが、さういふふうなお話の趣旨ではありませぬから、その点は御了承願ひたいと思つておる。それから只今大臣のお話の定員に関する点を補足して申上げたと思つておる。要するに私共が考えておる、いわゆる特定局……、大体この特定局という名前を使つておること自体が或いは誤解の因かも知れないと思つておる。要するに小規模な、小さな郵便局、さういふ小規模の郵便局の場合と、百人、或いは五百人、千人というやうな大きい規模の郵便局の場合と、それと同じにすべてをやるということとは必ずしも合理的な運営の形態ではない。運営の方法ではない。さういふか。小さいものは小さいものに即したやうな運営の仕方があるのではないか。かように考えておるわけであり。さういふこと、大きい局の場合には自然分業という方式で以て仕事の管理をして行くことが能率的な運営方法であつて、当然必要なことだと思つておる。非常にならざるに五人、十人という局で郵便の人、電報の人、爲替の人、貯金の人、保険の人、年金の人といふことに一つ／＼分業をやつて行くといふことは、却つて不経済なことであり。さういふこと、さういふ仕事を総合的にやるということが、むしろ小さい規模の郵便局については適當なことではないかと思つておる。従つて定員の配分に當りまして、例へば普通局であれば、郵便事業について三人とか五人とか、電信事業については二人とか三人とか、さういふやうな定員を出すわけであり。小さい郵便局の場合には、郵便、電信、爲替、貯金といふやうなものを通じて三人とか五

としては、相当の人間の開きが出てくるわけでありませう。併しその基礎となるに、小さい規模の郵便局でも、大きい規模の郵便局でも、量と質から定めるところの一つの、物差で測る。そういう意味で労働条件には差異はなくして、而も実際に弾き出される人間において、経済的な人間が出る。こういう意味で実は申上げたのであります。

○油井賢太郎君 大体特定局制度の撤廃問題についての勤労者側の要求を見ますと、勿論労働状態を直して貰いたいというところもありませんが、もう一つは局長が大変いいことをしてはいないか。局長の存在というものが非常に羨望的になつてはいませんかということが見受けられるのですが、併し私承つております範囲では、特定局長をやつて大資産家になつたという話も聞いたことがないし、まあとにかく他の兼業をしながら特定局の方のお仕事も手傳つてやることによつて、生活の安定を保つていられるというところが、多いのじやないかと思つておられます。特定局長の待遇、或いは今日の状況についてどんなふうになつておられますか。ちよつと承つて見たいと思つておられます。それから中には従業員より遙かに局長の方が待遇が悪いということも聞き及んでおられますが、それについて御答弁願ひたいと思つておられます。

○政府委員(小笠原光壽君) それでは具体的な数字を申上げたいと思つておられます。これから申上げます数字は今年の九月十日現在でありまして、その後において多少又数字を、経費を改正いたしておられます。今日(は)これよりは少し上廻つておられます。九月十日現在にお

いての特定局の一局平均の月額経費を申上げたいと思つておられます。これは要するに政府から支給しておられる方の経費でございます。大体集配事務を取扱つておる郵便局と、集配事務を取扱つていない郵便局とありまして、最もビテイカルな例を申上げたと思つておられます。集配事務を取扱つておる郵便局では吏員の定員が十人以下の局が二千二百局ばかりあつて、全体が五千二百局ばかりありますので、大体一番標準になる大きさと見てよいのじやないかと思つておられます。この種の局にどれだけの経費を出しておられるかというのを、概算で申しますが、全国平均で申上げたいと思つておられます。十人以下の集配局においては、これは五人一分以上、要するに六人以上十人以下の局でありますが、九月十日現在において局長手当としては月額千六百六十六円に當つておられます。これはその後最近におよそ百五十円から二百五十円程度まで更にこれを引上げましたから、今日ではそれだけ種々おるわけでありまして、九月十日現在で千六百六十六円、それからいわけゆるゆる、雑費を支給してありますが、これが新設即ち燃料費として月額千三百三十五円、備品に對しては千七百八十四円、その他四百七十三円、合計すると約千四百七十三円に當ります。それから局舎料、局舎を提供しておられる義務に對する報償として若干支給してありますが、これが局舎料であります。これは十人以下の局は平均すると八十九円、大体九十円になつておられます。それから保険の取扱費としておられるものが三百四十六円、それから切手、印紙の歩合の収入が大体四百

二、三十円、合計して三千五百十円ばかりになります。これが十人以下の局に對する経費の支出状況でございます。それから無集配郵便局の場合には、全部で約八千局の無集配郵便局がおりますが、その半ば以下四千三百局ばかりが吏員定員三人以下の局であります。それが最もビテイカルな例でありますのでこれを申上げますと、三人以下の非常に小さい無集配郵便局の場合において、局長の手当が千八百円ばかりあります。それから雑費としては薪炭が百二十五円、備品として八十五円、その他の雑費として二百三十円、合計して四百五十円程度。それから局舎料といつたしましては五十円ばかり、保険取扱費として四十円程度、切手、印紙の歩合収入百六十円程度、合計して月に二千四百九十円約二千五百円程度であります。勿論局長が大きくなつて来ますと、この経費は殖えて来るのであります。仮りに集配郵便局で二十一人以上の局に對して見ると、局長手当はこれは実は集配特定局長の手当を全部平均したもので、やはり同じ千六百六十六円になるが、全体の数字としては二十一人以上の局の場合には千六百六十六円ばかりになつておられます。それから無集配郵便局の場合には、極く大きいのが十人以上の局でございます。こういう局は幾らかと申しますと、局長の手当は、やはり無集配局長に、平均しましたので、千八百円程度でございます。十一人以上の無集配局に支給しておられる経費総額は幾らかと申しますと、四千七百六十円になります。大体現在局長に支給しておられる経費はさうな程度であります。

の御質問のありました点につきまして、今日はお見えになつておりませんが、今日はお見えになつておられません。この特定郵便局長の職務について、局長代理等に委せ切りで、いわゆる不在局長、そういうふうな局長に對する指導、監督についてどういふふうにしておられるか、具体的に一体処分した者があるかという御質問でございます。早急調査いたしましたので、調査はできませんでしたが、今年初めから今日までの状況において、東京通信局管内と大阪通信局管内について調査いたしました結果、不在局長として不適当であるために退官させたものは、東京と大阪と各々九名宛でございます。それから辞表を提出させたものは、まだ退官は発令いたしておりませんが、辞表を提出したものは、東京通信局管内に二局、大阪通信局管内に六局、それから浪官取計り中のものは、東京、大阪各々一局、訓戒をいたしましたものは、東京管内一局、大阪管内六局、目下呼出中のものは、東京でございまして、大阪管内一局でございます。次に實際具体的に退官させました例といつたしましては、余りに具体的に申上げるのはどうかと思つておられます。その点は省略いたしたいと思つておられます。例えは地方の特定郵便局長であるにも拘わらず、東京で事業をしておられるために、始終東京にばかり出て来て、自分の局を顧みていないという理由で退官せしめた者もありません。それから又旅館の経営に専念いたしておられる、一向局を顧みないという理由で、これ又退官せしめられて

おられるもあつた状況でございます。この前私が抽象的に、そういう局長の指導、監督について、当局といたしまして常時取つております方法を申述べて、具体的な例は当時ございましたので、留保いたしましたので、只今のお答えを以てこれに代へたいと思つておられるのであります。

○油井賢太郎君 今の続きですが、局長の方は分りましたが、いわゆる局長以外の主査ですね。その手当等も序でに……

○政府委員(小笠原光壽君) 主査以下は、これは一般の勿論官吏として、官吏或いはこれに準ずる者として待遇いたされておられますので、これはもう普通官吏、即ち平均いたしますれば、これまで千六百円ベースであつたものが千八百円ベースに變つておるといわけでございます。今ここに具体的な数字は持つておりません。

○油井賢太郎君 只今の局長に對するいろいろな支給を拜見いたしますと、燃料が三百三十五円とか、これは十人以下の場合であります。或いはもつと少ないのは三人くらのところで、僅かに燃料が百二十五円、そういうふうな非常に少ない支給しかしておられます。これは一年を通じて、實際燃料なんかこんなものでは到底補填ない切れまいと思つておられます。従つて局長に、局長に對しては燃料を三百円或いは五百円と、自分の懐から補給して、局長を十分寒さから救つてやるという人もあります。又この通りきつちりとやつて、この範囲で以てやるんだというふうなことにするために、局長が非常に寒さに困つておるといふようなことも出る

○政府委員(小笠原光壽君) それでは具体的な数字を申上げたいと思つておられます。これから申上げます数字は今年の九月十日現在でありまして、その後において多少又数字を、経費を改正いたしておられます。今日(は)これよりは少し上廻つておられます。九月十日現在にお

いての特定局の一局平均の月額経費を申上げたいと思つておられます。これは要するに政府から支給しておられる方の経費でございます。大体集配事務を取扱つておる郵便局と、集配事務を取扱つていない郵便局とありまして、最もビテイカルな例を申上げたと思つておられます。集配事務を取扱つておる郵便局では吏員の定員が十人以下の局が二千二百局ばかりあつて、全体が五千二百局ばかりありますので、大体一番標準になる大きさと見てよいのじやないかと思つておられます。この種の局にどれだけの経費を出しておられるかというのを、概算で申しますが、全国平均で申上げたいと思つておられます。十人以下の集配局においては、これは五人一分以上、要するに六人以上十人以下の局であります。それが最もビテイカルな例でありますのでこれを申上げますと、三人以下の非常に小さい無集配郵便局の場合において、局長の手当が千八百円ばかりあります。それから雑費としては薪炭が百二十五円、備品として八十五円、その他の雑費として二百三十円、合計して四百五十円程度。それから局舎料といつたしましては五十円ばかり、保険取扱費として四十円程度、切手、印紙の歩合収入百六十円程度、合計して月に二千四百九十円約二千五百円程度であります。勿論局長が大きくなつて来ますと、この経費は殖えて来るのであります。仮りに集配郵便局で二十一人以上の局に對して見ると、局長手当はこれは実は集配特定局長の手当を全部平均したもので、やはり同じ千六百六十六円になるが、全体の数字としては二十一人以上の局の場合には千六百六十六円ばかりになつておられます。それから無集配郵便局の場合には、極く大きいのが十人以上の局でございます。こういう局は幾らかと申しますと、局長の手当は、やはり無集配局長に、平均しましたので、千八百円程度でございます。十一人以上の無集配局に支給しておられる経費総額は幾らかと申しますと、四千七百六十円になります。大体現在局長に支給しておられる経費はさうな程度であります。

しております。今日はこれよりは少し上廻っております。九月十日現在にお  
ておるものが三百四十六円、それから  
切手、印紙の歩合の収入が大体四百  
はさような程度であります。  
それからこの機会にこの前水橋委員  
してあります。一向局を顧みないと  
いふ理由で、これ又退官せしめられて  
ことにするために、局長が非常に寒さ  
に困つておるといふようなことも出る

と思ひます。こういう点の改良といふ  
ことは実情に關つてやはりやつて頂か  
なくちやならない点だと思ひます。そ  
れからこれで見ますと、局長の待遇と  
いふものは決して十分であるとは考  
えられません。このためやはり兼業とい  
うようなことも当然これは或る程度認  
めてやらなくちやならないと思ひま  
す。又山間僻地等にあつては、恐らく  
局長は朝から晩まで局舎に在つて、自  
分で以て陣頭に立つて仕事をしても、  
随分手の空いておる時も多いことであ  
つて、いわゆる鶏を裂くのに牛刀を以  
てするといふような形のものが派山あ  
ると思ひます。こういう点からい  
と、今の特定局の制度は相当我々から  
見て適当じやないかと思ひるのであり  
ますが、將來やはり相当改善をなさる時  
には、従業員の待遇と共に、局長に対  
しても、もう少し本省といたしまして  
も御考慮願ひたいといふふうな考  
えを持つております。

○政府委員(小笠原光壽君) 只今の経  
費についての御意見は誠に御尤もで  
ございまして、勿論今申上げたのは本  
年の九月十日現在で支給しておつた数  
字を申上げたのでありますが、何分にも  
本予算編成以後におきまして、物價が  
非常に高騰しております。そういうふ  
うな点につきましては、今回の追加予  
算におきましても所要の経費を計上し  
てありますので、追加予算が成立しま  
すれば、若干只今申上げたような新炭  
その他備品、こういったような新炭  
につきましても、追加予算で認められた  
限度においては、更に増額いたしたい  
と考へておる次第でございます。それ  
から局長の手当につきましては、この  
間今年度予算におきましては、大体制

度改正の方向に従ひまして、一般の三  
級官並みの程度までは引上げつつある  
わけでございます。つい最近先程申  
上げたように、百五十円乃至二百五十  
円程度の手当を更に増額するように取  
計らつたわけでございますが、私共は  
勿論これでは十分であるとは考へてお  
るわけではございません。一般  
の三級官というよりは、やはりとにか  
く小規模と雖も、その局の運営の責任  
者でありますので、その責任の程度に  
應じた待遇を今後できるように、來年  
度予算においても努力いたしたいと、か  
よりに考へておる次第であります。

○風見重郎君 特定局の問題について  
先程からいろいろ御意見を承つたので  
ありますが、その中に特定局を廃止す  
れば局長の待遇の義務は免除されるの  
であります。これを請求されても止む  
を得ないといふ政府側の御意見に対  
して、外の委員の方から、全部が全部  
うではあるまいといふふうな御意見も  
出たのでありますが、併し政府として  
特定局を廃止すると若し政策が決定  
すれば、それは当然返還すべき財を決  
めなければならぬと思ひるのでありま  
す。一部のものは来るが、或るものは  
来ないだらうといふふうな、そういう  
曖昧なことでは政策は決定できないと思  
ひますが、若し政府が廃止すると決定  
される御意見があるとなれば、局長な  
り、それに伴つて備品も相当あるの  
でありますから、それを全部返還すべき  
であるといふ財を決めるといふこと  
でなければ、これは軽々に廃止するとい  
う考へをお持ちになることは妥當でな  
いと思ひますが、この特定の  
見積りを大体數十億と言われました

が、もう少し詳しい計算を承るこ  
とができないのですか。それに伴つて、  
局舎、土地だけでなくして、備品など  
も相当の金額に上るのじやないかと思  
うのであります。備品は大体どのく  
らい、数十億にも、二、三十億とも見  
られるし、五、六十億とも見られる  
し、相当の額に上るのじやないか。そ  
の額によつて、我々も通信委員とし  
て、通信のことに關係する者として  
は、相當の考慮を拂わなければなら  
ないものと思ひますので、その額を承  
りたいと思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 実は余り  
細かい数字を持つておりませんので  
が、局舎について申上げますと、局舎  
の所有關係は、特定局約一万三千の局  
の中におきまして、局長の所有でない  
ものはどのくらいあるかと申上げま  
すと、これは昨年の八月一日現在の調査  
で、ちよつと時間的には古いのであり  
ますが、集配郵便局は八百二十四局、  
それから無集配郵便局は千九百八十七  
局が局長の所有ではないものになつて  
おります。合計しますと約三千局足ら  
ず、これが局長の所有でないもの、残  
りが結局局長の所有になるもの、こ  
ういふふうな勘定になつております。即  
ち約一万のものが局長の所有であり、  
約三千のものは局長の所有でなくし  
て、外の個人若しくは会社、官公署そ  
の他のものに所有されておるといふ状  
態にあります。

それから坪数はどれくらいあるかと  
申しますと、これも非常に正確な数字  
ではございませんが、大体のところは  
これで把握できると思ひますが、集  
配郵便局の坪数は全部で二十四万坪に  
なつております。それから無集配郵便  
局は十八万坪、合計しますと四十二万  
坪になります。集配郵便局一局平均  
は四十六坪でございます。それから無  
集配郵便局の平均は二十三坪ござい  
ます。大体大よその数字としまして  
は、それくらいの数字でございます。  
坪を幾らに見るかという問題になつ  
て来ますと、これはちよつとはつき  
り申上げられるのですが、一般の情勢  
から御判断をお願い申上げたと思ひ  
ます。

○政府委員(小笠原光壽君) この労働条件については、すでに従業員側の十分満足の行く程度に行つておるとすれば、その説明が十分であつたのかどうかといふような点については、お尋ねでございますが、逓信省が考へておられますが、逓信省が考へておられますが、局長の任用の問題については、全逓は特定局長の任用は文官任用令によるという意見でございますが、政府側はこの自由任用とするという点が違つておられます、それから切手の賣捌歩合を廢して、物品經理にして貰いたいというものが、全逓の主張でございますが、政府としては切手賣捌歩合を合理化する、即ち物品經理という方法は取らないけれども、その合理化して行くという点、この点が具体的に実は違つておる点なでございます。その他の点につきましては、制度の改正の方向としましては、大体も全逓の希望と全く一致しておるのであります、勿論細目の点については今後十分経営協議会等を通じて協議して行く必要がある点もあると思ひますけれども、大体の方向としては一致しておるのであります。全逓は尙局舎を政府の直轄とせよということをお求めしておりますが、これは現在逓信省の考へておるもの、借上げにして行きたい、こ

ういふふうにお考へておりますので、借上げも勿論直轄の一つの形態でございますから、これも別段政府の考へと全逓の要求と相反はしていません。かように考へておるのであります。それで全体的に制度改正の方向は勿論全逓の考へと一致して行つておるわけでございます、何分にも一度に切替へたら直ぐす

べてがよくなるということは何論困難なものでございまして、追々いゝな点、特定局の制度を直して行く問題もいろいろの要素がありますので、それを逐次に、而も全体的に眺みつつ個々の点を改めつつ進行して行く途中にありまします、今直ちに現状から見ましては、まだ勿論必ずしも十分な状態にはなつていないものと思つてございします。殊に一番従業員の労働条件に影響するであろうと思はれるところの局舎設備等の問題については、これはむしろ今後に俟たなければならぬのである。今直ちに切替へた、借上げにしたからといつても、直ちにすべて局舎の設備或いは厚生保健施設といったようなものが、その日からよくなるわけには行かないわけでございますので、これは仮に或る時日を以てしなければならぬことは申すまでもないことではあります。そういう意味におきましては、今日尙十分な状態になつておらないというわけでございます。そういうわけでございます、必らずしも中労委に対する説明が不十分であつたとも考へません。又中労委がそれじや我々の説明をどの程度に了解したかという点は、これはちよつと私共といたしましてはお答えいたしかねる点でございます。

それから追加予算におきましては、勿論現在の物價事情に鑑みまして、一般の物件費の値上り等を見込みまして予算を計上しておるわけでありまして、先程多少と申上げましたけれども、若し予算が成立いたしました実施されることになりましたらば、可なり経費の節面においては改善されて来るものと思ひます。局長の手段につきま

ては、先程申上げましたように、來年度予算に更にその引上げを要求したいと、かように考へておる次第であります、特定局の経費の組み方については、只今新谷委員のお話の通り、それ／＼の性質に即した合理的な経費の組み方をして行くというようにいたしたい。即ち局長の生活問題に対しては、局長に対する給與においてこれを解決し、外の経費から多少でも割いて、これを局長の生活に当てる必要はないといふようなこと、起きないで済むようにしたい。又物件費については、その物件費で物的施設の経費が賄い得るようにして行く。それ／＼の目的に従つて必要な経費を支給するように行きたい。かように考へております。

○千賀信君 先程の大臣の御答弁を聞いておりました感じでございますが、大臣は現在の特定局を普通局と同じようにするということについては、逓信省としてはできない。そういうことをはつきり言われたらうでございますが、あの場合に私聞いておつて感じたことは、普通局と同じということについては、普通局と同じ仕事をする機構に持つて行く。例えば人員の点であるとか、或いは職種系統などについても、特定局を普通局と同じにするというやり方については、到底不可能だといふような御答弁がございました。それから又それについて、政府委員からも定員のことについてお話がございましたが、実は逓信従業員が特定局制度廢止の問題について考へておる將來の廢止された特定局のあり方の場合には、決して特定局を普通局と同じような仕事

の要求と背反はしていない。かように考へておるのであります。それと全体的に制度改正の方向は勿論漸々その実行をやつておるわけでございますが、何分にも一度に切替へたら直ぐす

が、実は通信従業員が特定郵便局廃止の問題について考へておる將來の廃止された特定局のあり方の場合には、決して特定局を普通局と同じような仕事の機構に持つて行けということを全然

は七人なりという人員を配置して、パランスを取つてやらなければ、特定局のような小さい局においては、いつまで行つてもその従業員というものは、普通局の大きいところから比べて割が悪いということになりはしませんか。

受付けもする。或いは又爲替の振出しに來られた利用者があればその仕事もする。又郵便の小包の引受もするといふような式であります。○・六の仕事合計して一・八の人間がいればい

いわけなのです。合計すれば、それを整理すれば、結局二人という人間がいればいいわけでありませぬ。従つて特定局の場合には、○・六の仕事が三つあることによつて、二人の人間があればいい。普通局の場合には三・六の仕事が三つあれば三・四、十二人の人間がいなければならぬ。それを特定局式に端数を整理すれば十一人の人間がいればいいことになるが、普通局の場合には分業のために十二人の人間を要する。そういうところで端数整理が行われております。普通局の仕事はみんな少くありませんから、一人にも充たないとか、或いは一人何分とかいう零細な数字派山出て來るわけでありませぬ。仕事の量が少い。その端数が一万三千の郵便局について起きて來るわけでありませぬから、それを総合的に査定するのと分業的に査定するのは全体的に違つて來る。この点なんかも経済的の運営の方法の一つではないかと考へる次第であります。

場合、事業別に○・三とか○・四とかいう数字が出ることは、實際問題として恐らくないと思ひます。普通局の場合には事業別に必ず一人何分とか二人何分とか或いは三人、或いはそれ以上の数字が出るわけで、普通局の場合には○・三とか○・四とかいうものが出ることは、實際問題としては恐らくないであらうと考へておられます。

て、ごく閑散な無集配特定郵便局の例を取りますれば、仮りに八時間、郵便局に朝から夕方までいたと仮定しても、實際に、いわゆる実働と申しますか、そういう時間は正確ではございませぬが、おおよそ三時間乃至五時間程度だから、相当と見て五時間程度になりませぬ。まあ三時間から五時間くらいの間ではないか、かような状況であるように思つておられます。従つてそれはいろいろな仕事を総合的にやつて、尙且そういう状態でありませぬ。私は全通の方でそういうような総合的な定員の査定に對して、そういうことに反對しては従業員諸君の方もそういつたやり方自体は、むしろ小さい局の経営の方法としては当然と考へておられるのではないかと思ひます。ただ要するに特定局であるが故にという考へではな

に、小規模な通信機関であるが故に、かようにいたしたと考へておられます。

の例といたしまして、今調べてはおりますが、まだ十分余りはつきりしたことを申上げるだけの材料が集つておらないので、例をアメリカにとりますと、御承知のように、アメリカの郵便局制度は、一等局から四等局まで分れております。それで四等局というのは、大体日本の從來の特定局制度に非常に似ておるように思われる。或いはむしろ日本の特定局よりはもうと徹底しておるようにも考へられませぬ。全体の郵便局数が……これは去年の三月頃のアメリカの書籍ですが、全体の郵便局数が四万一千八百ばかり、その郵便局の中で、一等局といふのは二千二百ばかり、二等局が五千七百、三等局が一万四千二百局、四等局が一万九千六百局、要するに四万一千八百ばかりの中で、約二万ばかりのもの、半分に近いものが四等郵便局ということになつておられます。四等郵便局といふのは、その郵便局長は外の

○千葉信君 只今○・六という数字でお挙げになりましたけれども、これが○・三とか○・四とかいうことになる、從來切捨てておつたそうですが、切捨てておられません。そうなると思ひます。話がおかしくなつて來ると思ひます。

○政府委員(小笠原光壽君) 特定郵便局の最低配置という人間は、これまで二人を最低にしておられますから、それを合計して仮りに○・九にしかならない場合でも、二人になります。

○油井賢太郎君 今の小規模の局という問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○千葉信君 これは特定局制度の廃止に關しての陳情でございますが、存置の陳情も出ておるに承つておられます。更に今日欠席して居る議員の中にもこの問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 實は外國の例といたしまして、今調べてはおりますが、まだ十分余りはつきりしたことを申上げるだけの材料が集つておらないので、例をアメリカにとりますと、御承知のように、アメリカの郵便局制度は、一等局から四等局まで分れております。それで四等局というのは、大体日本の從來の特定局制度に非常に似ておるように思われる。或いはむしろ日本の特定局よりはもうと徹底しておるようにも考へられませぬ。全体の郵便局数が……これは去年の三月頃のアメリカの書籍ですが、全体の郵便局数が四万一千八百ばかり、その郵便局の中で、一等局といふのは二千二百ばかり、二等局が五千七百、三等局が一万四千二百局、四等局が一万九千六百局、要するに四万一千八百ばかりの中で、約二万ばかりのもの、半分に近いものが四等郵便局ということになつておられます。四等郵便局といふのは、その郵便局長は外の

○政府委員(小笠原光壽君) 今の総合的に仕事をやつておるということ、要するに仕事の量が非常に少いのでございまして、郵便といひましても、小さい郵便局の場合には、そう小包や書留の引受が一日に派山あるわけではありませぬから、その間に於いて又電報を持つて來れば、電報も受付けます。それは實際の実働時間から考へま

○政府委員(小笠原光壽君) 今の総合的に仕事をやつておるということ、要するに仕事の量が非常に少いのでございまして、郵便といひましても、小さい郵便局の場合には、そう小包や書留の引受が一日に派山あるわけではありませぬから、その間に於いて又電報を持つて來れば、電報も受付けます。それは實際の実働時間から考へま

○油井賢太郎君 今の小規模の局という問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○千葉信君 これは特定局制度の廃止に關しての陳情でございますが、存置の陳情も出ておるに承つておられます。更に今日欠席して居る議員の中にもこの問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 實は外國の例といたしまして、今調べてはおりますが、まだ十分余りはつきりしたことを申上げるだけの材料が集つておらないので、例をアメリカにとりますと、御承知のように、アメリカの郵便局制度は、一等局から四等局まで分れております。それで四等局というのは、大体日本の從來の特定局制度に非常に似ておるように思われる。或いはむしろ日本の特定局よりはもうと徹底しておるようにも考へられませぬ。全体の郵便局数が……これは去年の三月頃のアメリカの書籍ですが、全体の郵便局数が四万一千八百ばかり、その郵便局の中で、一等局といふのは二千二百ばかり、二等局が五千七百、三等局が一万四千二百局、四等局が一万九千六百局、要するに四万一千八百ばかりの中で、約二万ばかりのもの、半分に近いものが四等郵便局ということになつておられます。四等郵便局といふのは、その郵便局長は外の

○千葉信君 普通局の場合には○・六で○・三とか○・四とかいう場合には切捨てておられません。

○政府委員(小笠原光壽君) 普通局の場合には、事業別に○・三とか○・四とかいう数字が出ることは、實際問題として恐らくないと思ひます。普通局の場合には事業別に必ず一人何分とか二人何分とか或いは三人、或いはそれ以上の数字が出るわけで、普通局の場合には○・三とか○・四とかいうものが出ることは、實際問題としては恐らくないであらうと考へておられます。

○油井賢太郎君 今の小規模の局という問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○千葉信君 これは特定局制度の廃止に關しての陳情でございますが、存置の陳情も出ておるに承つておられます。更に今日欠席して居る議員の中にもこの問題について、実は政府委員の方に質疑を申上げるという希望の方もあるようございませぬから、今日は時間も過ぎましたようですから、このくらいにして、次会に継続して頂いたらどうですか。

○政府委員(小笠原光壽君) 實は外國の例といたしまして、今調べてはおりますが、まだ十分余りはつきりしたことを申上げるだけの材料が集つておらないので、例をアメリカにとりますと、御承知のように、アメリカの郵便局制度は、一等局から四等局まで分れております。それで四等局というのは、大体日本の從來の特定局制度に非常に似ておるように思われる。或いはむしろ日本の特定局よりはもうと徹底しておるようにも考へられませぬ。全体の郵便局数が……これは去年の三月頃のアメリカの書籍ですが、全体の郵便局数が四万一千八百ばかり、その郵便局の中で、一等局といふのは二千二百ばかり、二等局が五千七百、三等局が一万四千二百局、四等局が一万九千六百局、要するに四万一千八百ばかりの中で、約二万ばかりのもの、半分に近いものが四等郵便局ということになつておられます。四等郵便局といふのは、その郵便局長は外の

いで、郵政長官は監督官を出張させて、志願者の中から適当と認めるものを選んで報告させる。その報告に基いて郵政長官が任用するというようなことになつておられます。そしてこの局長に對しましては、局長手当を支給するわけであり、その手当は、自分の局で消印をした切手の價格、即ちその郵便局で取扱つた郵便物の料金の収入額と申しますか、実際に消印した額、それから現金でその局に納めた郵便料金等による金額を基礎にいたしまして、例えば最初の七十五ドル以下に對しては十六割、次の百ドル以下は八割五分、更にそれを超過する部分は七割五分というふうなふうになつて、やはりこの局の収入額を土台にして、一定の率を掛けて、その局の經費として手当を、コンベンションといつておりますが、それを支給しております。その外に爲替の取扱いの手数料とか、超越しの手当、或いは私書函の手数料でありますとかいつたようなものを支給いたしておるのであります。それから局の物件費については、局の建物については、その局長が、四等局長は局舎提供の義務を持つておる。局長が提供することになつておられます。それから又、四等局長は兼業、兼職を認められておる。そういうふうなわけで、選送關係を除いた取扱ひ業務全般について局長は請負つておるような恰好になつておられます。これなどはかなり日本の今までの特定局制度に類似しておるのじやないか。そういうふうな極く小さい郵便局が、四万からの郵便局の中の約半数がそういうふうになつておると一應考えておる次第でございます。

○委員長(深水六郎君) それでは本日はこの程度にして次回に開催することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(深水六郎君) それでは本日はこれを以て閉会いたします。

午後三時四十七分散會  
出席者は左の通り。

- 委員長 深水 六郎君
- 理事 山内 卓郎君
- 委員 千葉 信君
- 鈴木 順一君
- 油井賢太郎君
- 井上なつゑ君
- 新谷寅三郎君
- 堀越 儀郎君
- 尾崎 行輝君
- 藤田 芳雄君
- 三木 武夫君

- 國務大臣 三木 武夫君
- 通信大臣 三木 武夫君
- 政府委員 椎熊 三郎君
- 通信政務次官 小笠原光壽君
- 通信事務官 (郵務局長)

十一月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案(第百十号)

簡易生命保険法等の一部を改正する法律  
第一條 簡易生命保険法の一部を次のように改正する。  
第四條 簡易生命保険ノ保険金額ハ被保険者一人ニ付二万五千円トシ一保険契約ニ付千円トス

第二條 郵便年金法の一部を次のように改正する。  
第三條 年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年額二万四千円以下トシ一年金契約ニ付二百四十円以上トス

附則  
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律施行前の年金契約については、郵便年金法第三條の改正規定にかかわらず、なお従前の規定による。

十一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に関する請願(第五百六十八号)

一、群馬縣群馬郡元総社村に郵便局を設置することに關する請願(第五百三十九号)  
(請第五百三十九号) 昭和二十二年十一月十日受理  
大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に関する請願  
請願者 大阪府豊能郡歌垣村長 谷嘉十郎外五名  
紹介議員 塚本重藏君

歌垣郵便局は大阪府の極北に位し京都府桑田郡と境界し村内には各種工場を有しているが既設交換局まで道路三五〇〇米、径三〇〇〇米で中間に峠があるため相当時間を要するのである、然して既設交換局との村行政は別個成つて居りそれに伴い経済的にも別個

なものであり、加へて当村の有する事業の關係上京阪神の衛星都市としての生命があるから電信電話事務開始を許可せられたいとの請願。  
(請第五百六十八号) 昭和二十二年十一月十二日受理  
群馬縣群馬郡元総社村に郵便局を設置することに關する請願  
請願者 群馬縣群馬郡元総社村長 賀川友一外一名  
紹介議員 木槍三四郎君外一名

元総社村は、戸数約六百、人口約三千五百を有し縣下における屈指の村落であり、又小学校、中学校、役場、駐在所等もあつて益々發展の途上にあるが、郵便局の便に恵まれていないから、当村並びに隣村住民の利便のため是非元総社村大字元総社に郵便局を設置されたいとの請願。

十一月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。  
一、群馬縣群馬郡元総社村に郵便局を設置することに關する請願(第五百三十九号)

一、群馬縣群馬郡元総社村に郵便局を設置することに關する請願(第五百三十九号)  
(請第五百三十九号) 昭和二十二年十一月十日受理  
大阪府歌垣郵便局の電信電話事務及び交換事務開始に関する請願  
請願者 大阪府豊能郡歌垣村長 谷嘉十郎外五名  
紹介議員 塚本重藏君

歌垣郵便局は大阪府の極北に位し京都府桑田郡と境界し村内には各種工場を有しているが既設交換局まで道路三五〇〇米、径三〇〇〇米で中間に峠があるため相当時間を要するのである、然して既設交換局との村行政は別個成つて居りそれに伴い経済的にも別個